

# 公益社団法人栃木県観光物産協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人栃木県観光物産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、栃木県における観光及び県産業製品（以下「県産品」という。）の振興に関する事業を行い、もって公共の福祉の増進と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光及び物産振興事業の企画・実施及び支援
- (2) 観光及び物産情報の収集・提供
- (3) 観光及び物産関係団体との連絡協調
- (4) 外国人旅行客に対する情報提供
- (5) 観光及び物産情報発信施設の運営
- (6) 県産品の販売
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の正会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 この法人の賛助会員となろうとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

3 前項の会員は、法人法上の会員とする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 この法人の事業活動の費用に充てるため、賛助会員になった時及び毎年、賛助会員は、理事

会の決議を経て会長が別に定める額を支払う義務を負う。

3 前2項における既納の会費及びその他抛出金品は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

#### 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の総会とする。

(種類)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定により請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集通知)

第16条 会長は、総会の2週間前までに、会員に対して、次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(1) 総会の日時

(2) 総会の目的である事項

(3) 総会に出席しない会員の書面による議決権の行使に関する事項

(4) 委任状による議決権の行使に関する事項

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 正会員は、書面によって議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までこの法人に提出して行わなければならない。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長（常勤に限る。）、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 理事、監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、副会長のうち常勤である者、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長（常勤に限る。）、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるることができる。

4 監事は、理事が不正行為を行うおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項の場合において必要であると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

6 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員において別に定めるところ

による。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 顧問

(顧問設置)

第30条 この法人に、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項に関する決定

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(6) 前号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(開催)

第34条 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事により会議目的である事項を記載した書面により会長の招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき

(4) 第26条第5項の規定により、監事から請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された業務執行理事（常勤に限る。）が、前条第2項第3号による場合は当該理事が、同項第4号後段による場合は、当該監事が理事会を招集する。

2 会長は、前条第2項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 会長は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその旨通知を発しなければならない。

4 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の全員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第1項の業務執行理事（常勤に限る。）がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき理事（当該提案について議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第39条 理事会の運営に関し必要事項は、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第8章 資産及び会計

### (財産の構成)

第40条 この法人の資産は、会費、賛助会費、寄附金（栃木県、市町村等からの出損金）、これらから生ずる果実及びその他の収入からなるものとする。

### (特別資金)

第41条 この法人の資産のうち、理事会において特別資金に繰り入れることを決議した財産を特別資金とする。

### (財産の種類)

第42条 この法人の財産は、基本財産、通常財産及び特別資金の3種に分ける。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人が公益社団法人への移行登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産（別表 基本財産（第42条関係））

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 通常財産は、基本財産及び特別資金以外の財産で構成される。

4 特別資金は、この法人の目的遂行上必要がある場合は、理事会の決議を得て、処分することができる。

### (財産の管理)

第43条 この法人の資産は、安全、かつ確実な方法で管理する。

2 前条の資産中、基本財産及び特別資金については、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

### (経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、通常財産をもって支弁する。

### (事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
（公益目的取得財産残額の算定）

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金）

第49条 この法人は、返済期間が1年を超える長期の資金を借り入れ使用とするときは、総会において会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数の決議を経なければならない。

- 2 この法人は、理事会において定める額（その事業年度の収入額を上限とする。）の範囲内で、短期の資金を借り入れることができる。
- 3 前項の借入金は、1年以内に償還しなければならない。ただし、資金不足のため償還しがたいときは、これを借り換えることができる。

（会計原則）

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 会計処理に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第9章 委員会

（委員会）

第51条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

## 第10章 事務局

（事務局）

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び事務局職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第53条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、栃木県において発行する下野新聞に掲載する方法による。

## 第13章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第56条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第57条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第58条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第59条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第14章 補則

### (委任)

第60条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は小松正義とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

4 この定款は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

5 この定款は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

6 この定款は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

7 この定款は、令和3年5月27日から施行する。

別表 基本財産（第42条関係）

| 財 産 種 別 | 場 所 ・ 数 量 等  |
|---------|--------------|
| 基本財産    | 382,310,000円 |